

平戸市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月28日(火) 午前9時30分から午前10時22分
2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室
3. 出席委員(17人)

会長	19番	丸田	保								
会長職務代理者	8番	川村	政幸								
委員											
1番	蜜山	隆満	2番	岡村	勝彦	3番	阿部	榮	4番	小川	隆友
6番	松本	一郎	7番	谷本	雅嗣	9番	前川	一夫	10番	柘屋	可恵
12番	大山	荒助	13番	山下	忠平	14番	松山	浩幸	15番	藤沢	和正
16番	大山	光敏	17番	福田	延之	18番	永田	守			
4. 欠席委員(2人)

5番	本山	勝茂	11番	青崎	日出男
----	----	----	-----	----	-----
5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名委員及び書記の指名
 - 第4 会務報告
 - 第5 議 事
 - 報告第 8 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について
 - 議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 24 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第 25 号 非農地通知の取消について
 - 議案第 26 号 非農地通知申出について
 - 議案第 27 号 第5回農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第 28 号 第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - 議案第 29 号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
 - 第6 閉 会
6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健 主査 近藤 裕司

主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度8月期 第5回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さんおはようございます。本日は8月期の第5回の総会ご案内いたしましたところ皆様方にはたいへんご多忙の中、そして猛暑続きの中、体調管理にはご苦勞されていると思います。今日は、先ほど局長が申し上げましたとおり県北地区の農業委員と農地利用最適化推進委員の合同の研修会ということで県の方から要請がっております。一日がかりとなりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、今月10日の県常設委員会におきまして、6月末からの梅雨前線或いは台風7号の被害によりまして西日本各地で甚大な被害があったことは、ご承知のとおりでございます。そういった中で農業委員会組織として全国的に義援金活動をやろうということで農業会議の方から通知があったということです。こういったことで文書が入っているかと思っておりますので、平戸市農業委員会或いは一連の関係機関とともに義援金、お見舞いの金額を後から局長の方からお願いがあると思っておりますけれども、どうかこの主旨を十分ご理解いただきましてご協力をいただきたいと考えているところでございます。いつか我が身になるとも思わなければなりませんので、どうか一つご賛同の程をお願い申し上げます。それから先ほど局長の方から農業委員会の研修旅行についてもございましたが、平戸市の1年間は公費の方で予算化されておりますが、本年は公費を使わせていただいて研修会に望みたいと思っております。皆さん方のご要望等もお聞きして参考にさせていただきながら決定していきたいと思っておりますのでどうかアンケートについて気持ちをお知らせいただければ幸いに存じます。

本日も重要な案件をご提案申し上げます。皆さん方の最後までのご支援、ご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は「5番 本山 勝茂」委員、「11番 青崎 日出男」委員より欠席の届出ありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。また、本日は農地利用最適化推進委員にも出席していただいております。よ

ろしくお願いします。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「13番 山下 忠平」委員と「14番 松山 浩幸」委員にお願いします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、8月期の会務報告と、9月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに8月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(8月会務報告を報告)

次に9月の行事予定を申し上げます。

(9月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・9月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を9月26日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を9月26日（水曜日）午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第8号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

それでは、これより議事に入ります。はじめに報告第8号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第8号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」議案書2ページをお開きください。番号1番は中間管理機構との貸借を行っておりますが、農業用倉庫を建設する4条許可がでておりますので農地の貸借を解約するものです。2番は中間管理機構との貸借を行っておりますが、使用貸借から貸貸借へ変更することによる解約です。3番は農地法3条による許可申請がでている案件で解約するものです。

（報告第8号を朗読:3件）

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

（質疑なし）

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第8号については、届出のとおり処理することといたします。

《議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。3ページをご覧ください。1番は、地目は田で5筆、計7,694㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。詳しくは別添の農地法第3条調査表をご覧ください。

(議案23号を朗読:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。
議案第23号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第23号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。4ページをご覧ください。1番から3番まで同一箇所であり、3件とも住宅用地として、売買による転用申請であります。1番の面積は1筆235㎡の転用申請です。2番については76㎡の転用申請であります。農地以外の併用地が168㎡で合わせて244㎡となります。3番については86㎡の転用申請であります。農地以外の併用地が154㎡で合わせて240㎡となります。1番、2番は木造2階建て、3番は木

造平屋建ての計画です。申請地は周囲が道路と宅地に囲まれており、隣接した農地も無く影響は無いと思われます。排水も合併浄化槽で処理後に道路側溝に排水する計画であります。農地種別は3件とも第3種となっております。

(議案24号を朗読:3件)

(パワーポイントを併用して説明:3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

議案第24号の補足説明をいたします。8月16日の午前中に農業委員、推進委員、申請者の代理人、事務局とで立会いを行いました。事務局からの説明があったように前後に道路が通っており、左右も宅地となっておりますので周りの農地には影響が無いような状況でした。排水も道路の側溝があり、そちらに排水するとのことで問題は無いと思われます。ご審議の程をお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第24号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第24号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第25号 非農地通知の取消について 》

○議 長

次に、議案第25号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第25号「非農地通知の取消について」です。これは、平成30年6月25日開催の第3回農業委員会総会において非農地と判断されたものであり、本人・世帯に非農地の通知を出した後に耕作中、または管理しているとの申出があったもので、現地確認を行った結果、1番は畑、1筆118㎡で果樹を植栽している状況でした。2番は畑、1筆409㎡でこちらも果樹を植栽しており管理中と確認しましたので非農地通知の取消しを行うものであります。

(議案25号を朗読:2件)

○議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局の説明について何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第25号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第25号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることといたします。

《 議案第26号 非農地通知申出について 》

○議 長

次に、議案第26号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第26号「非農地通知申し出について」です。6ページをご覧ください。1番、2番とも現況が自然荒廃しており山林・原野化している状況でした。1番は5筆3,188㎡、2番は3筆348㎡であります。

(議案26号朗読:2件)

(パワーポイントを併用して説明:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

1番について説明を行います。16日の午前中に農業委員、推進委員、所有者、事務局で立会を行いました。現地は隣接の田平土木事務所が35年位前にできたと思うんですが、その頃から耕作はしておらず、道も無いことから現状に至っている。今後も耕作することもないとのことで非農地として認めていただけないかとの事であります。ご審議をよろしくをお願いします。

○委員

2番について補足説明を行います。16日の午前中に所有者と立会を行いました。写真でもわかるように畑や田がどこにあるかも判らない状態で山林・原野化しておりました。ご審議をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第26号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第26号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第27号 第5回農用地利用集積計画(案)について》

○議長

次に、議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」です。7ページから8ページをお開きください。8ページの1番から3番までは、農地中間管理機構による賃貸借で新規設定3件17筆16,960㎡です。

(整理番号1番から3番までを朗読:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第27号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第27号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第28号 第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議長

次に、議案第28号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第28号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。9ページから10ページをお開きください。10ページの1番から3番までは、農地中間管理機構による賃貸借で新規設定3件17筆16,960㎡です。

(整理番号1番から3番までを朗読:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第28号に対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第28号に対する意見については、配分計画のとおり決定いたします。

《 議案第29号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議長

次に、議案第29号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第29号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」です。議案書11ページをご覧ください。譲受人が農地法第3条で農地を取得する場合は、ある程度農地を持っていないと取得できないこととなっています。農地法ではこの面積が50アールとなっております。また、施行規則で各地区の状況に応じてその面積を農業委員会で設定できます。

平戸市農業委員会総会でも1年に1回、利用状況調査が終了したあとに、この地区は農地が減っているとか農家も減少しているなど地域の実状により別段の面積の設定について協議をお願いしております。市内でも30アールから50アールと設定しておりますが、今回それとは別に新たに別段の面積を設定するものであります。表のとおり平戸市全域において空き家バンクに付随した登録された農地をU・Iターン者が取得する場合、下限面積を1㎡とすることで今回別段の面積の設定をお願いするものです。詳しくはお手元の資料により説明いたします。

(別添資料により説明。)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

空き家バンクの農地については異議ないのですが、これによって農地を取得した人が別途農地を求めるときに、空き家バンクで取得した方を農家として登録するわけですね。例えば10アールとか、5アールとか別に農地を買いいたいというときに買えるのかどうか。

○事務局

例えば、空き家バンクに登録した農地が5アールあって、その土地を取得したが、その地区の下限面積が50アールの場合は、新たに30アール取得したいとなっても下限面積があるので取得できません。あくまで50アール取得している方で無いと新たな取得はできません。この制度で農地を取得した方でも下限面積を満たしていないと取得できないということです。もし、本格的に新規就農したいとなれば認定新規就農者になってもらえば経営基盤強化促進法で所有権を取得することもできるし、貸し借りで一定の農地を持ってから取得してもらうしか方法は無いと思います。

○委員

それはおかしくならないのか。一方では空き家バンクで認めて、ちょっと狭いから隣から農地を取得して家庭菜園等を増やす場合は認めないとなるのか。

○事務局

空き家に付随した農地を取得しても、ただちに農家の位置づけにはならないものです。定住促進というものが第一にありますので空き家バンクで取得したものと、それ以外で農地を取得するなら通常に農地を取得する際の別段面積が適用されるものとなります。最初の空き家バンクで農地を取得して本格的な規模で営農したいとなれば新規就農者として農地法第3条や農業経営基盤強化促進法での農地取得となります。今回は空き家に付随した農地の取得と農地法による取得と線引きをはっきりするために基準を設けて行きたいと思います。

○委員

農地法で決められているのではなく、農業委員会で決めるということですか。

○事務局

農地法の施行規則の中で下限面積は農業委員会で設定できるようになっています。今までは各地域の実状に応じて30アールから50アールの設定をしていますが、それに加えて農業委員会で独自の基準となります。定住促進が基本であり、将来的には新規就農者を目指すということで、空き家に限った場合には別枠で下限面積を設定しますよということになります。

○委員

今日可決されて、空き家バンクで農地を取得して、その横に農地があって農業を始めたら面白くなってその土地も買って農業を本格的に始めたいという方もいないとも限らない。そういう時に農業委員会として変えていくことも可能なのですか。

○事務局

空き家バンクで取得した方がそうはならないと思いますが、そうしないと農地法での規制は意味がなくなる。農地法では勝手に転用や売買ができないので法を守っていかなければならない。

○委員

空き家バンクで農地を取得するときに説明するのか。市報等でも周知を行うのですか。

○事務局

あくまで空き家バンクのことであって、新規就農等は県や関係機関に相談してやっていただくことになると思います。

○事務局

この案件が通りましたら、告示をするようになりますし、インターネット上にも情報を載せます。また、空き家バンクの主管課である地域協働課により空き家を売りたい方、移住したい方に対し、制度の情報を提供することになります。農業委員会で現在までに相談があったのが3件ありましたが、山林原野化したものは非農地の手続きもありますし、荒廃していない農地については今の制度では取得できないと説明したものであります。

○議 長

他にございませんか。

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第29号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第29号については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前10時時22分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

下限面積設定の資料

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年9月10日

会 長 丸 田 保 印

13番委員 山 下 忠 平 印

14番委員 松 山 浩 幸 印